互助会だより

「せと風の丘パーク」伊方町

2023年
(令和5年)
1月号
第134号

◆年頭のごあいさつ …… 2
◆新役員・評議員の改選 …… 3
◆知っておきたい!退職後の互助会事業(退職者医療給付事業) … 4〜5
◆知っておきたい!退職後の互助会事業(厚生事業) …… 6〜7
◆がん保険・共済グループ保険の募集結果 …… 8

一般財団法人愛媛県市町村職員互助会

年頭のごあいさつ

一般財団法人愛媛県市町村職員互助会
会長　加藤　章

明けまして おめでとうございます

会員の皆様には、ご家族お揃いで輝かしい令和5年の新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、日頃から本会の事業運営につきまして格別のご理解とご協力を賜っておりますことに厚くお礼申し上げます。

さて、互助会は昭和57年2月の設立から40年を経過しましたが、令和4年10月からは地方公共団体等に勤務する短時間勤務職員が互助会の現職会員となり、現職会員数は5千人(29%)増の2万3千人になっています。また、来年度からは、段階的な定年の延長が始まることとなり、互助会を取り巻く環境は大きな転換期を迎えています。

このような互助会を取り巻く環境の変化を受け、互助会では、令和4年10月から標準報酬制に移行するとともに、令和5年4月から退職者医療給付金の基礎控除額を改正するなど、長期的に安定した円滑な事業運営を目指して、随時、必要な事業の見直しを行ってきております。

今後におきましても公共の福祉の向上に寄与するとともに、会員とご家族の皆様の福利厚生の推進・向上のため、これまで以上に役職員一同、全力で努めてまいりますので、引き続き、皆様方の一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、新型コロナウイルス感染症の一日も早い収束と、皆様方の益々のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げ、年頭のごあいさつといたします。

賀正

【会　長】加藤　章（東温市長）
【副会長】武智　邦典（伊予市長）
【副会長】髙橋　靖（新居浜市職員）
【理　事】石川　勝行（新居浜市長）
【理　事】西尾　祥之（宇和島市職員）
【理　事】柿原　稔広（西予市職員）
【監　事】河野　忠康（久万高原町長）
【監　事】喜井　辰弘（四国中央市職員）
【評議員】篠原　実（四国中央市長）
【評議員】大城　一郎（八幡浜市長）
【評議員】坂本　浩（松野町長）
【評議員】井関　文彦（松山市職員）
【評議員】久保　竜児（伊予市職員）
【評議員】酒井　英生（砥部町職員）
【評議員】野田　裕久（愛媛大学法文学部教授）
【評議員】森賀　俊二（元新居浜市職員）
【評議員】井手　克彦（愛媛県市町村職員年金者連盟会長）
【評議員】玉井　信正（愛媛県市町村職員共済組合事務局長）

外職員一同

役員・評議員の改選

愛媛県市町村職員共済組合の任期満了に伴う組合会議員選挙に伴い、本会の理事3人、評議員1人、監事1人が令和4年12月16日をもって辞任となり、令和4年12月開催の第44回評議員会（決議の省略）において、後任の役員及び評議員が選任されました。

また、同月開催の第142回理事会（決議の省略）において副会長の辞任に伴う副会長1名の選定が行われました。

改選の結果、現在の役員及び評議員は、下記のとおりとなっています。

なお、理事及び監事の任期は、令和6年6月開催の定時評議員会まで、評議員の任期は、令和7年6月開催の定時評議員会までになります。

役員

会　長
加藤　章

副会長
武智 邦典

副会長
髙橋 靖

理　事
石川 勝行

監　事
河野 忠康

理　事
西尾 祥之

理　事
柿原 稔広

監　事
喜井 辰弘

評議員

評議員
坂本　浩

評議員
大城一郎

評議員
篠原　実

評議員
酒井 英生

評議員
久保 竜児

評議員
井関 文彦

評議員
玉井 信正

評議員
井手 克彦

評議員
森賀 俊二

評議員
野田 裕久

退任された役員及び評議員

理　事　管家　一夫（西予市長）
理　事　三谷　仁（今治市職員）
理　事　黒井　俊博（宇和島市職員）
監　事　上本　隆弘（砥部町職員）
評議員　山内　貴志（新居浜市職員）

この度、退任されました役員、評議員の皆様には、任期中のご尽力に対し心から感謝申し上げます。

の互助会事業（令和5年1月1日現在）

ては、次のような取扱いになります。詳細やご不明な点は、所属所の互助会事務担当者又は互助会までお問い合わせください。
変更した制度内容は全会員に適用されることになります。

員等の被扶養者（70歳に達している者を除く。）が医療機関等で診療を受けた場合、当該医療機関等に支払った**保険診療分の一部負担金が1件**
この場合、国民健康保険等から給付される高額療養費、共済組合等から給付される附加給付及びその他これらに類する制度の給付を受けた場

の流れは、下図<退職後の手続き>のとおりです。

1件当たりの医療費に係る給付例　高額療養費の自己負担限度額が57,600円に該当する者で、直近12か月の高額療養費該当回数が1～3回の場合

現職会員のときは、請求をしなくても自己負担額控除（13,000円）後の金額が自動的に支給（100円未満切捨て）されていましたが、退職会員等になられたら「退職医療給付金請求書」に領収書等を添付して、ご自分で請求する必要があります。

所属所を経由して退職後 20 日以内
「退職会員・配偶者特別会員資格取得申出書」をご提出ください。

※資格取得時に**被扶養者**（日本国内に住所を有し、**主として退職会員等の収入により生計を維持している**70歳未満の者で、愛媛県市町村職員共済組合の認定基準や取扱いを準用して、互助会が認定した者）がいる場合は、当該申出書に記載及び必要書類を添付ください。

申出書を互助会において受領してから 1 か月程度後
互助会から申出書記載の住所宛に一時拠出金の払込書を送付
（払込期限：送付日から 2 週間程度）

※払込書に記載の金額（一時拠出金）を金融機関の窓口にて納付ください。

一時拠出金の入金を互助会において確認してから 2 週間以内
互助会から申出書記載の住所宛に退職会員等に係る書類を送付

［送付書類］
①退職会員証・配偶者特別会員証
②退職医療給付金請求書（10部程度）
③退職者医療給付事業のしおり
※60歳以上の場合は会員証記載の資格取得年月日から、60歳未満の場合は60歳になられた日以降の医療機関等受診分から請求可能となります。

所属所を経由して退職後 20 日以内
「退職医療返還一時金請求書」をご提出ください。

請求書を互助会において受領してから 2 か月程度後
互助会から請求書記載の送金先に退職医療返還一時金を送金

●退職医療返還一時金について
現職会員が退職又は死亡した際に、退職会員の資格取得要件を満たさないとき又は資格取得要件は満たしているが退職会員等となることを希望しなかったとき、次の①～③に掲げる金額の合算額を給付します。
①平成7年4月1日から平成18年3月31日までの現職会員であった期間の年数（6月未満の端数は切り捨て、6月以上の端数は1年に切り上げ）1年につき5,000円を乗じた額
②平成18年4月1日から令和4年3月31日までの現職会員であった期間の年数（6月未満の端数は切り捨て、6月以上の端数は1年に切り上げ）1年につき2,000円を乗じた額
③令和4年4月1日以後の現職会員であった期間の年数（6月未満の端数は切り捨て、6月以上の端数は1年に切り上げ）1年につき1,000円を乗じた額

昭和57年4月1日に会員の資格を取得した者が令和4年12月31日に退職した場合
①5,000円×11年=55,000円
②2,000円×16年=32,000円
③1,000円×　1年=　1,000円
退職医療返還一時金の額（①+②+③）=88,000円

●退職医療死亡弔慰金・退職医療脱退一時金について
60歳以上70歳未満の退職会員等が死亡したとき又は脱退したとき（現職会員になったときを含む。）は、死亡日の翌日又は申出書を互助会が受理した日の属する月の翌月の初日あるいは現職会員となった日から70歳に達するまでの年数1年（1年未満切捨て）につき10,000円を支給します。
なお、資格取得申出をした55歳以上60歳未満の退職会員等が死亡したとき又は脱退したとき（現職会員になったときを含む。）は、一時拠出金相当額などを給付します。

●退会記念給付金について
現職会員である者が退職（死亡退職を除く。）した場合、その者の現職会員期間が引き続き10年以上あり、かつ、現職会員期間中に職員研修事業助成金の給付を受けていないときに、現職会員期間に応じた旅行クーポン券を支給します。
・10年以上20年未満　20,000円　　・20年以上30年未満　30,000円　　・30年以上　40,000円

知っておきたい！ 退職後

互助会の退職者医療給付事業、厚生事業（共済グループ保険・がん保険・互助会積立年金）の退職後の継続加入等についてなお、制度内容は事業の収支状況、社会保障・地方公務員制度の状況等によって変更する場合がありますが、この場合、

退職者医療給付事業

退職会員及び配偶者特別会員が満60歳に達した日から70歳までの間において医療機関等で診療を受けた場合、及びその間において退職会につき7,000円（基礎控除額。令和5年4月診療分からは基礎控除額8,000円）を超えるとき、その超えた金額（100円未満切捨て）を給付します。合、その給付された金額は控除します。

退職会員等になることを希望する場合は、退職後20日以内に加入の申出をし、一時拠出金の払込みをしていただくことになります。手続き

一時拠出金の算定式

昭和61年4月1日までに現職会員である者が、令和4年12月31日に60歳で退職した場合

一時拠出金の算定			
一時拠出金（A）	算定基礎となる標準報酬月額 360,000円※	× 1.5/1,000 × 27月 ＝ 14,580円	（360月−平成7年4月分以後の掛金払込月数）
一時拠出金（B）	※算定基礎となる標準報酬月額は、退職月の掛金の標準となった標準報酬月額又は現職会員の平均標準報酬月額（注）のいずれか少ない金額	× 1.0/1,000 × 198月 ＝ 71,280円	（平成18年4月分～令和4年9月分までの掛金払込月数）
一時拠出金（C）		× 1.025/1,000 × 3月 ＝ 1,107円	（令和4年10月分以後の掛金払込月数）
控除額（D）	5,000円 × 0年 ＝ 0円		（満60歳を超えて資格取得する場合、一時拠出金から差し引きます。）
退職餞別金（E）	（5,000円 × 6年）＋（8,000円 × 3年）＝ 54,000円		（平成6年10月31日までに現職会員の資格を取得していた者は、一時拠出金から退職餞別金を差し引きます。）
一時拠出金払込額（A+B+C−D−E）	（A）14,580円 ＋（B）71,280円 ＋（C）1,107円 −（D）0円 −（E）54,000円 ＝ 32,967円		

（注）令和4年10月に算定基礎を給料月額から標準報酬月額としたことから、令和4年10月2日～令和5年3月31日までに退職会員等の資格を取得する場合は、平均標準報酬月額360,000円（令和4年1月1日現在の平均給料月額に1.25を乗じて得た額を等級表に当てはめた額）とします。なお、平均標準報酬月額は毎年計算しますので、年度によって異なる場合があります。

1件の取扱い等

区分		取扱
1	診療を受けた医療保険制度ごとに1件	医療保険制度を異にして診療を受けた場合は、医療保険制度ごとに1件
2	診療を受けた月ごとに1件	月の初日から末日までの診療についての1か月を1件
3	診療を受けた医療機関ごとに1件	同じ月に医療機関を異にして診療を受けた場合は、医療機関ごとに1件
4	入院と外来の場合は、それぞれ1件	同じ月に同じ医療機関で入院と外来による診療を受けた場合は、入院、外来ごとにそれぞれ1件
5	医療機関と保険薬局とが区別されている場合は、それぞれ1件	同じ月に診療を受け、診療を受けた医療機関での処方箋による保険薬局で薬代を支払った場合は、それぞれ1件

※給付対象外
・室料差額等の保険適用外のもの（予防接種、健康診断、文書料、室料差額、自費による歯科治療等）
・入院時における食事療養標準負担額
・受診時定額負担（特定機能病院及び地域医療支援病院を紹介状なしで受診）

退職後の手続き

※引き続き現職会員（共済組合等の組合員）である場合を除く。

退職

退職者医療給付事業

①退職会員…満55歳以上で70歳までに退職した者で、退職の日の前日まで引き続いて1年以上現職会員であった者
②配偶者特別会員…満55歳以上で70歳までに死亡退職し、かつ、死亡の日の前日まで引き続いて1年以上現職会員であった者の配偶者で、満55歳以上70歳までの者
※「退職の日（または死亡の日）の前日まで引き続き1年以上現職会員であった者」とする加入要件については、令和4年4月1日以後に現職会員となった者から適用します。なお、法改正により令和4年10月1日に現職会員の資格を取得された方に限り、令和4年10月1日の前日に引き続く健康保険（民間企業を除く。）の被保険者であった間も「引き続き1年以上現職会員であった期間」とみなします。

- 加入資格がある
  - ①共済組合の任意継続組合員・被扶養者である
  - ②国民健康保険又は健康保険の被保険者・被扶養者である
  - → 加入する
  - → 加入しない
- 加入資格がない

厚生事業
（共済グループ保険・積立年金・がん保険）

- 団体定期保険
- 団体定期保険プラス
- 医療保障保険
- 医療費支援制度
- 重病克服支援制度
- 療養給付プラン
- 長期療養給付プラン
- 傷害補償プラン
- がん保険
- 互助会積立年金

- 加入している → 未経過分の保険料を一括して納めていただくなど手続きが必要です。次ページをご参照ください
- 加入していない → 手続き不要です

退職会員となった後の届出事項

- 転居等をした場合や加入する健康保険が変更となった場合など、必要に応じて「退職会員・配偶者特別会員被扶養者異動報告書」をご提出ください。
- 新たに被扶養者の認定要件を備える者が生じた場合又は認定要件を欠くことになった場合は、「退職会員・配偶者特別会員被扶養者申告書」により遅滞なく互助会に届出してください。認定を受ける場合は、扶養の事実が生じた日から30日以内に届出してください。30日以内に届出がされない場合は、互助会が受理した日から認定の効力を生じることになります。取消の場合は、原則、取消の事実が生じた日に遡及して取消となります。
- 現職会員になった場合や脱退・死亡した場合は「退職会員・配偶者特別会員資格喪失申出書兼退職医療脱退一時金請求書」又は「退職会員・配偶者特別会員資格喪失申出書兼退職医療死亡弔慰金請求書」をご提出ください。

※収入の確認ができる書類など、書類の添付が必要な場合があります。 **※添付書類などの保険者番号、被保険者記号番号はマスキングしてください。**
※報告書や請求書は互助会ホームページに掲載しています。また、ご連絡いただきましたら送付することも可能ですので、互助会までお問い合わせください。

請求書の書き方など請求方法については、「退職予定者相談会資料」や加入後に送付される「退職者医療給付事業のしおり」、互助会ホームページでご確認ください。また、事業の収支状況等により給付内容等を見直す場合がありますが、この場合、変更された内容は全会員に適用されますのでご了承ください。

●退職後の共済グループ保険の取扱い及び令和5年8月案内時に選択することになるコース等一覧表(概要)

種　類		加入条件	加入対象者	加入内容	退職後の保険料等
共済グループ保険	団体定期保険	退職時に本制度に加入している者が退職した場合で、保険料を一括前納した者	本人と配偶者 (※こどもの加入はできません。)	満80歳6か月まで継続加入できます。 次の5コースから選択のうえ、申込みが必要となります。 ・500万円コース　・450万円コース ・250万円コース　・200万円コース ・100万円コース	●退職（年度末）した年の未払い保険料（4月～12月分）は、所属所を経由して一括払込みとなります。一括払込みいただくことにより、12月末まで退職時の保険内容が適用されます。 (団体定期保険、団体定期保険プラス、医療保障保険、医療費支援制度、重病克服支援制度及び傷害補償プラン) ●退職した年の翌年以降の保険料は、登録口座より毎月の口座振替をします。また、併せて手数料314円／月（消費税10%込）を振り替えます。(初回：退職した年の12月) (団体定期保険、団体定期保険プラス、医療保障保険、医療費支援制度、重病克服支援制度及び傷害補償プラン)
	団体定期保険プラス	退職時に本制度に加入している者が退職した場合で、保険料を一括前納し、団体定期保険に加入の者	本人と配偶者	満80歳6か月まで継続加入できます。 次の各4コースから選択のうえ、申込みが必要となります。 (組合員) ・500万円コース　・250万円コース ・150万円コース　・100万円コース (配偶者) ・400万円コース　・200万円コース ・150万円コース　・100万円コース	
	医療保障保険	退職時に本制度に加入している者が退職した場合で、保険料を一括前納し、団体定期保険に加入の者	本人と配偶者 (※こどもの加入はできません。)	退職した年の翌年からも退職時の加入内容で、満69歳6か月まで継続加入できます。	
	医療費支援制度	退職時に本制度に加入している者が退職した場合で、保険料を一括前納し、団体定期保険に加入の者	本人と配偶者 (※こどもの加入はできません。)	退職した年の翌年からも退職時の加入内容で、満79歳6か月まで継続加入できます。	
	重病克服支援制度	退職時に本制度に加入している者が退職した場合で、保険料を一括前納し、団体定期保険に加入の者	本人と配偶者	退職した年の翌年からも退職時の加入内容で、満71歳6か月まで継続加入できます。	
	傷害補償プラン	退職時に本制度に加入している者が退職した場合で、保険料を一括前納し、団体定期保険に加入の者	本人と配偶者 (※こどもの加入はできません。)	退職した年の翌年からも退職時の加入内容で、満80歳6か月まで継続加入できます。	
	療養給付プラン	退職時に本制度に加入している者が退職した時点で、脱退の扱いとなり、継続加入はできません。			
	長期療養給付プラン				

令和7年1月1日
第2回更新
令和6年12月頃
加入内容・保険料のご案内
・保険料登録口座振替(初回：12月、以後毎月)
(注1)保険料の登録口座振替時には、手数料314円(消費税10%を含む。)を合わせて振り替えます。
(注2)複数の制度を継続された場合も手数料は変わりません。
(注3)登録口座振替ができない月が2か月続くと脱退扱いになりますので、ご注意ください。

● 注意事項 ●
▶保険料控除証明書は、毎年10月頃にご自宅へお送りします。
▶配当金は、毎年2月末に届出口座に送金します。（※保険期間内の中途脱退者及び死亡、高度障害、障害保険金該当者は、配当金がありません。）
▶案内等の日付は、あくまで予定であり前後する可能性があります。
▶一覧表に記載のコース等は令和5年募集時の内容等です。令和6年以降、変更の可能性がありますので、更新時に同封されるパンフレット等で最新の内容をご確認ください。
▶令和6年1月以降の口座振替及び配当金に係るご案内等は、互助会ではなく業務委託業者である「株式会社　日本共同システム(NKS)」が事務を取り扱います。【NKS　TEL：0120-129-128】

※定年退職の方には1月中に、互助会から所属所を経由して積立年金の払込満了のご案内(満了日、予想積立金額と払込保険料額など)をお送りしますので、お受取方法の参考にしてください。なお、㋐は、退職時の積立額・払込年数によっては、選択できない場合があります。

令和5年11月1日
令和5年12月1日
令和6年11月1日
令和6年12月1日
払込書を使用しての払込み
払込書を使用しての払込み
令和6年　6月頃　更新のご案内
令和6年10月頃　保険料払込みのご案内

〔保険商品〕※いずれの商品も終身加入することができます。

A 11月1日契約日の保険商品(当月払い)
・新がん保険A型
・新がん保険B型

B 12月1日契約日の保険商品(前月払い)
・21世紀がん保険
・がん保険フォルテ・ご契約者のためのがん保険フォルテ
・生きるためのがん保険Days・生きるためのがん保険Days プラス
・新生きるためのがん保険Days・新生きるためのがん保険Days プラス
・生きるためのがん保険Days1・生きるためのがん保険Days1 プラス

● 注意事項 ●
▶保険料控除証明書は、毎年9月にご自宅へお送りします。
▶案内等の日付は、あくまで予定であり前後する可能性があります。
【代理店:南海放送サービス㈱　TEL：0120-111-136】

Q 令和5年3月末で退職する予定です。共済グループ保険は、退職後も継続していけると思って良いですか？ また、来年も引き続き加入したいのですが、どのような手続きが必要ですか?

団体定期保険、団体定期保険プラス、医療保障保険、医療費支援制度、重病克服支援制度及び傷害補償プランは、退職時に所属所を経由して未経過保険料を一括前納していただくことで、退職時と同じコースを保険期間終了(令和5年12月末)まで継続できます。ただし、療養給付プラン、長期療養給付プランは退職時点で脱退となります。

また、翌年については退職者コースへのコース変更手続きを必ずしていただくこととなります(令和6年1月からの保険は、退職時に加入していたコースの継続はできないため、退職時に加入していた保障金額の範囲内で新たにコース選択をしていただく必要があります)ので、上表の加入内容欄でコース内容をご確認いただき、次年度更新の案内文書(令和5年8月頃にご自宅あてに送付予定)の中に同封されている「加入申込書」に必要事項を記入・押印し、互助会までご提出ください。

なお、令和6年1月以降の更新案内等については、互助会ではなく業務委託業者である「株式会社　日本共同システム(NKS)」が事務を取り扱いますのでご注意ください。

厚 生 事 業

～共済グループ保険・がん保険・互助会積立年金～

共済グループ保険について

現職のときは、毎月、給料支給時(賞与支給時含む。)に共済グループ保険に係る保険料が控除され、所属所から互助会に納められていましたが、退職した年は、退職時に所属所を経由して未経過分を一括で納めていただく必要があります。退職後の手続きについては、下図をご参照ください。また、共済グループ保険は、**退職した翌年にコースの変更をしていただく必要があります。退職時に加入していた保障金額の範囲内でコースを選択いただく(増額や新規コースの追加はできません。)**ことになり、継続・脱退にかかわらず、互助会と直接書類のやり取りをしていただくこととなりますのでご注意ください。

◆共済グループ保険の退職継続加入等の流れ(令和5年3月31日退職の場合)◆

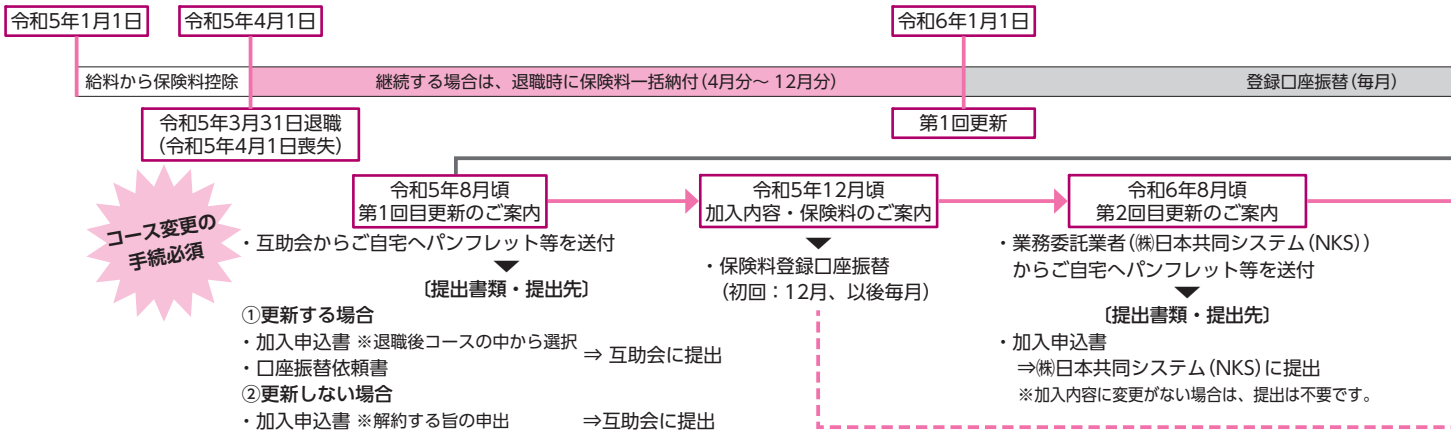

互助会積立年金について

退職をもって積立ては終了しますので、加入されている方は、退職の際に一時金あるいは年金として受け取るかを選択してください。

㋐年金受取コース(10年、15年、20年確定年金　・10年、15年、20年保証期間付終身年金)　　㋑一時金受取コース

がん保険について

現職のときは、毎月、給料支給時にがん保険に係る保険料が控除され、所属所から互助会に納められていましたが、退職した年は、退職時に所属所を経由して未経過分を一括(商品によって払込み月数が異なります。)で納めていただく必要があります。退職後の手続きについては、下図をご参照ください。また、がん保険は退職時の加入内容で終身加入することができます。

◆がん保険の退職継続加入等の流れ(令和4年3月31日退職の場合)◆

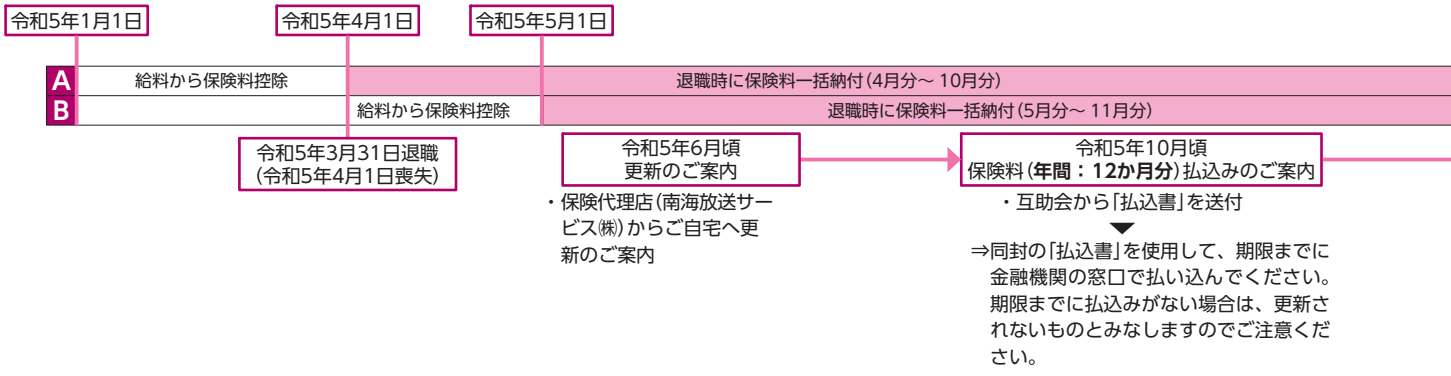

互助会からの大切なお願い

退職された後は、基本的に会員の皆さまと互助会が直接、書類のやり取り等を行いますので、届出事項に変更があった場合は必ずご連絡ください。

退職された方から、よくお問い合わせいただく内容について次のとおり掲載していますので、ぜひご参考になさってください。

Q 退職後に、引越しました。何か手続きはありますか?

退職者医療給付事業に加入されている場合は、「退職会員・配偶者特別会員異動報告書」(別紙様式退第5号)の提出が必要です。当該様式は互助会ホームページにも掲載していますが、互助会にご連絡いただきましたら返信用封筒を同封して送付させていただきます。また、市外や県外に引っ越された場合は、固定電話の番号が変更となる場合がありますので、当該報告書に記入をお願いします。できましたら、固定電話の番号だけでなく、携帯電話の番号もご記入いただければ幸いです。

併せて、お近くの郵便局で「転居届」の手続きをお願いします。

共済グループ保険に加入されている場合は、紙媒体による報告の必要はありませんが、互助会(退職後2年目からはNKS等)への電話連絡が必要です。お電話だけで、住所変更・電話番号変更等に対応させていただきますので、まずは互助会までご連絡ください。

がん保険・共済グループ保険の募集結果

がん保険（令和4年11月から適用）につきましては、令和4年6月～7月に、共済グループ保険及び積立年金（令和5年1月から適用）につきましては、令和4年7月～9月にかけて募集いたしました。

新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、募集に当たりましては、公務ご多忙のところ、格別のご理解とご協力を賜りましたことに厚くお礼申し上げます。

引き続き、会員の皆様が在職中のみならず退職後におきましても安心して生活できるよう、また少しでも皆様のお役に立てるよう充実した制度にしたいと考えておりますので、ライフプランをご計画される際には、是非ご検討ください。

なお、令和5年1月1日現在の共済グループ保険等の加入状況は下表「加入状況」のとおりです。

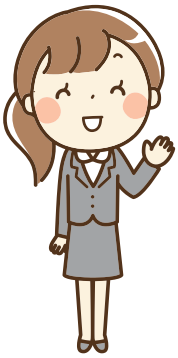

加入状況

（令和5年1月1日現在）

区分			加入者数（人）	保険金等（千円）	月額保険料（円）
がん保険	会員		2,100	—	6,587,655
共済グループ保険	団体定期保険	組合員	8,972	127,981,000	33,749,901
		配偶者	2,008	7,133,500	2,119,655
		こども	965	2,757,000	358,410
		計	11,945	137,871,500	36,227,966
		ボーナスコース	3,225	28,545,000	30,989,055
	団体定期保険プラス	組合員	7,229	54,789,000	8,263,435
		配偶者	1,560	2,919,000	501,877
		計	8,789	57,708,000	8,765,312
		ボーナスコース	2,335	23,360,000	19,649,450
	療養給付プラン		933	75,696	1,827,662
	長期療養給付プラン		27	2,196	66,794
	医療保障保険	組合員	2,917	11,395	5,826,513
		配偶者	502	2,094	1,141,074
		こども	455	1,847	414,503
		計	3,874	15,336	7,382,090
	医療費支援制度	組合員	4,655	118,800	2,228,598
		配偶者	557	14,375	309,004
		こども	473	11,825	162,239
		計	5,685	145,000	2,699,841
	重病克服支援制度（主契約）	組合員	3,720	5,615,000	4,778,347
		配偶者	577	807,000	632,616
		計	4,297	6,422,000	5,410,963
	傷害補償プラン	組合員	475	1,473	466,080
		配偶者	23	69	20,010
		こども	34	102	29,580
		計	532	1,644	515,670
積立年金	月払	一般型	209	565口	1,130,000
		個年型	553	1,982口	3,964,000
		計	762	2,547口	5,094,000

互助会の概況

（令和4年11月末現在）

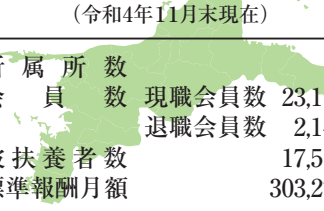

- 所属所数　44
- 会員数　現職会員数　23,113人
  退職会員数　2,147人
- 被扶養者数　17,517人
- 標準報酬月額　303,274円

表紙によせて

「せと風の丘パーク」伊方町

せと風の丘パークでは、風車や海、佐田岬半島の自然を一望することができる展望台が設置されています。また、パーク内にも風車があり、真下から風車の迫力を感じることができます。

風の丘パークに向かう途中には、車で走ると音楽が流れるメロディーロードがあり、令和5年度上半期には伊方町地域博物館がオープン予定ですので、ぜひ伊方町の自然と歴史を楽しんでください。

発行所／一般財団法人愛媛県市町村職員互助会　松山市三番町5丁目13番地1　TEL／089-945-4045㈹　編集発行人／伊藤 正